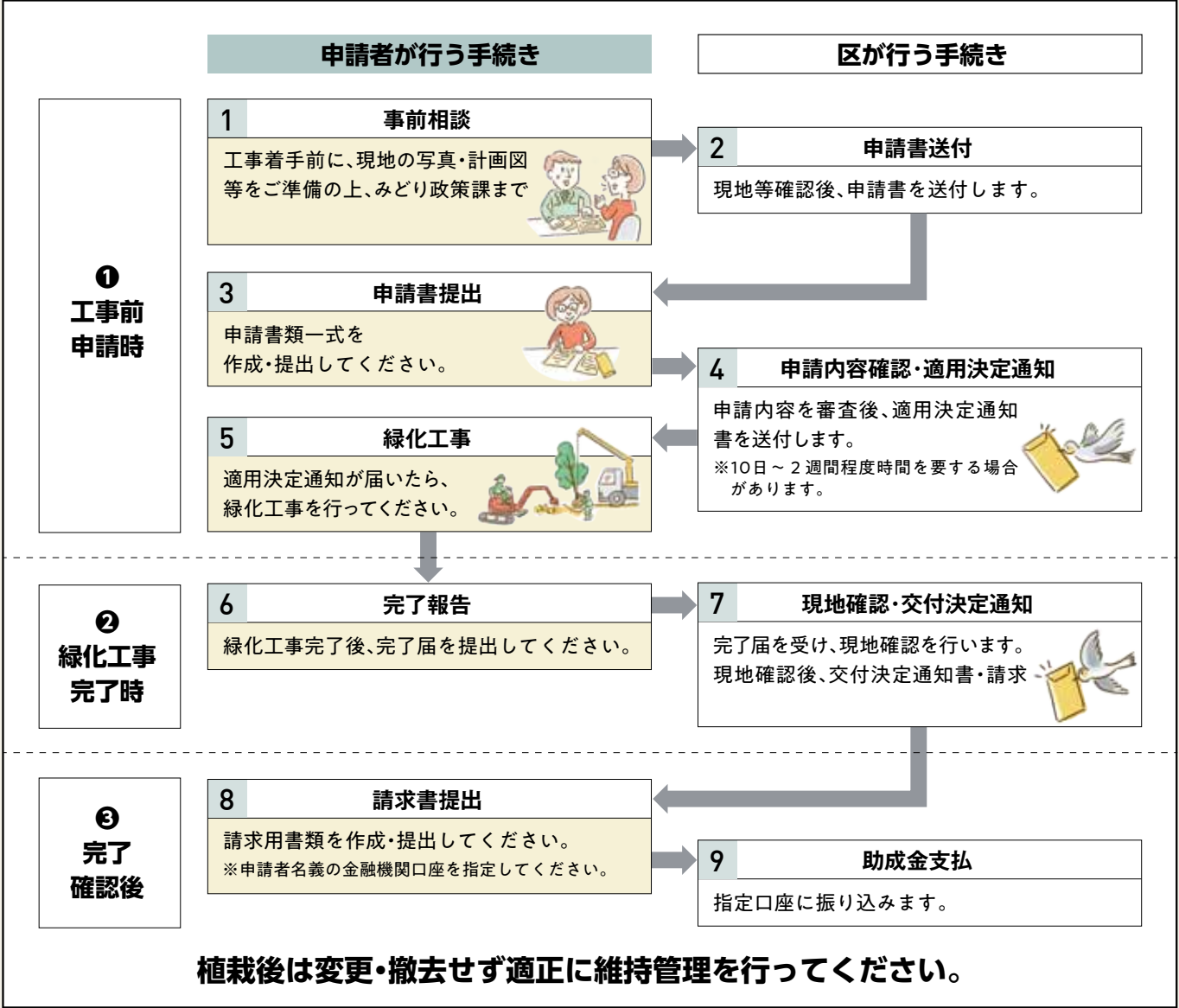


●手続きの流れ 助成を希望する工事の着工前に申請手続きが必要です



●必要書類一覧 手続きの各段階でご用意いただく書類は次の通りです

	道路沿いの緑化 A・B	屋上緑化等 C・D
① 申請時 (手続きの流れ③)	①申請書※ ②申請箇所案内図 ③計画平面図 ④立面図 ⑤求積図(B植栽帯のみ) ⑥工事見積書の写し	①申請書※ ②申請箇所案内図 ③計画平面図 ④断面図(C屋上緑化のみ) ⑤立面図(D壁面緑化のみ) ⑥求積図 ⑦工事見積書の写し
② 完了時 (手続きの流れ⑥)	①完了届※ ②写真(工事前・後がわかるもの) ③領収書の写し	①完了届※ ②写真(工事前・後がわかるもの) ③領収書の写し
③ 完了確認後 (手続きの流れ⑧)	①請求書・口座振込依頼書兼登録申請書※	①請求書・口座振込依頼書兼登録申請書※

※については所定の様式があります。

お問い合わせ先

世田谷区みどり33推進担当部 みどり政策課 みどり保全・創出担当

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)

電話:03-6432-7905 FAX:03-6432-7989



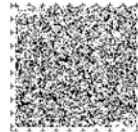
ご案内はホームページにも掲載しています

2024(令和6)年4月発行

みどりがつくる安いで豊かなくらく

あなたのみどりを応援します

緑化助成制度



せたがやガーデングライフ～楽しく育ててみどりを広げよう



助成の対象となる方

区内で道路沿いを緑化または屋上緑化等を整備しようとする土地・建物の所有者
ただし、つぎのいずれかに該当する方は、助成の対象外となります。

助成の対象外

- ①国や地方公共団体の外郭団体等
- ②売買を目的とする土地・建物に緑化を整備する不動産業者等
- ③建築基準法その他の法令、条例等に違反する者
- ④過去に同一敷地または同一建物においてこの助成を受けた方

助成の対象となる工事

新たに行う緑化で、下記の表に記載された各メニューの要件を満たした工事
ただし、つぎのいずれかに該当する工事は、助成の対象外となります。

助成の対象外

- ①助成金の適用決定前に資材の搬入など、整備に着手した工事
- ②既存の樹木の撤去・植替えを伴う工事
- ③みどりの基本条例または東京都風致地区条例に基づき必要とされる工事
- ④ほかの助成金等を受けて実施した工事

！ご注意ください

- 工事開始後の申請はできません。また、申請から適用決定まで2週間程度かかります。あらかじめ余裕を持って申請してください。
- 申請手続きから請求書提出までは、同一年内(4月から翌年3月中旬まで)に行ってください。
- 助成件数には限りがあります。予定件数を満たした場合は受付を終了します。

●助成メニュー それぞれの助成については以下をご確認ください。様々なケースが考えられるため、詳しくは担当までお問い合わせください。

道路沿いの緑化		屋上緑化等		
A 樹木等の植栽(シンボルツリー植栽・生垣造成・フェンス緑化)		B 植栽帯の造成	C 屋上緑化	D 壁面緑化
助成条件	 ・道路から奥行6mまでの範囲に植栽すること ・植栽する場所が幅4m以上の道路に面していること。または道路の中心線から2m以上セットバックした場所に植栽すること ・道路と植栽の間に塀や目隠しフェンス等の高さ60cm以上の遮へい物がないこと ・植栽する箇所が建築物の屋根または階段等の直下でないこと ・フェンス緑化の場合、多年生つる植物を延長1mあたり3本以上植栽すること	・道路から奥行6mまでの範囲に1㎡以上造成すること ・造成する場所が幅4m以上の道路に面していること。または道路の中心線から2m以上セットバックした場所に造成すること ・道路と植栽帯の間に塀や目隠しフェンス等の高さ60cm以上の遮へい物がないこと ・造成する箇所が建築物の屋根または階段等の直下でないこと	 ・建築物の屋上に植栽基盤を1㎡以上整備すること ・プランター使用の場合は、容積が1基あたり100ℓ以上のものを2基以上設置すること ・整備する箇所が建築物の屋根または階段等の直下でないこと	 ・建築物の地上部の外壁面に補助材（堅固かつ恒常的なもの）や植栽基盤を1㎡以上設置すること ・多年生つる植物による緑化の場合は、水平方向の延長が1m以上で、かつ延長1mあたり3本以上の植物を植栽すること ・植栽する植物が多年生植物であること（ゴーヤなどの一年草は対象外）
	経費助成対象	樹木等購入費、植栽費、支柱等購入・設置費、ブロック塀等撤去費 等	植栽帯用縁石等購入・設置費、植栽帯造成費等、ブロック塀等撤去費 等	樹木・多年草購入費、植栽費、植栽基盤造成費、灌水施設整備費、プランター購入費 等
助成単価	・準高木(高さ2.5m以上) 24,000円/本 ・中木(高さ1.5m以上2.5m未満) 15,000円/本 ・中木(高さ1.0m以上1.5m未満) 8,000円/本 ・低木(高さ0.6m以上1.0m未満) 3,000円/本 ・竹(高さ1.5m以上) 8,000円/本 ・多年生つる植物によるフェンス緑化 2,000円/m ・ブロック塀等(高さ0.6m以上)の撤去 5,000円/m	・植栽帯の造成 8,000円/㎡ ・ブロック塀等(高さ0.6m以上)の撤去 5,000円/m 	・植栽基盤を造成するもの 30,000円/㎡ ・プランターを設置するもの 15,000円/基	・植栽基盤面積または補助材の面積 10,000円/㎡
総助成額	接道部緑化、A・B合わせて250,000円まで		屋上緑化等、C・D合わせて助成対象経費の1/2かつ500,000円まで	
※造成費用が上記金額以下になる場合は実費額を助成 ※面積や延長は小数点以下2桁を四捨五入した小数点以下1桁で計算 ※助成額は100円未満を切り捨てます				

実際の事例は
ホームページで
ご確認ください

実際の事例は
ホームページで
ご確認ください



生態系等に被害を及ぼす恐れのある一部の外来植物については、助成の対象外となる場合があります。

●他の助成制度もご利用ください

緑化助成制度と併せてご利用ください

雨水浸透施設・雨水タンク設置助成

シンボルツリー植栽の助成と雨水タンク設置の助成をセットで受ける場合、助成内容が広がります。

担当:土木部 豪雨対策・下水道整備課
豪雨対策担当

電話:03-6432-7963 FAX:03-6432-7993



ブロック塀の撤去はこちらの助成も利用できます

ブロック塀等撤去工事助成

倒壊被害を防止するため、道路に面した安全性の確保できないブロック塀等の撤去に対する助成制度があります。

担当:防災街づくり担当部 防災街づくり課
耐震促進担当

電話:03-6432-7177 FAX:03-6432-7987



事業用等駐車場の緑化をお考えの方はこちらを利用できます

事業用等駐車場の緑化助成

建築物の敷地に含まれない駐車場で新しく緑化する場合に助成制度があります。

担当:みどり33推進担当部 みどり政策課
みどり保全・創出担当

電話:03-6432-7905 FAX:03-6432-7989

